

令和7年度 杉並区任期付職員採用選考案内

【係長級】児童心理司SV・児童福祉司SV

令和8年3月1日
杉並区

◆「任期付職員」とは、採用時に任期を定めて採用される正規職員のことです。給与・勤務時間などは一部の例外を除き、他の正規職員と同様の取扱いです。

1 背景

平成28年6月の児童福祉法の改正により、特別区においても児童相談所が設置できるようになりました。区が児童相談所を設置することで、子育て支援から要保護児童施策まで一貫した児童福祉施策の実施が可能となるとともに、区が設置主体である保健所と連携して保健福祉施策全般にわたる総合的なサービスが可能となります。こうしたことから、杉並区では令和8年11月の区立児童相談所の開設を目指し、準備を進めています。

この度、以下のとおり、児童心理司SV・児童福祉司SVを募集いたします。

2 職務内容、採用予定数、任期等

いずれも日本国籍を有しない方も受験できます。受験できる日本国籍を有しない方の範囲は、「出入国管理及び難民認定法別表第2（永住者、日本人の配偶者等、永住者の配偶者等、定住者）に掲げる在留資格を有する人及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法に定める特別永住者」とします。

児童心理司SV	
職務の級	係長級
任期	令和8年7月1日から令和11年6月30日まで（3年間） ※ 業務の都合等により、採用日から5年を限度に延長する場合があります。
採用予定数	1名
職務内容	・（仮称）杉並区児童相談所開設に向けた児童心理司業務の運営に対する助言 ・児童心理司の人材育成に関すること ・児童心理司に対する職務遂行に必要な技術の教育・指導・助言 ・児童心理司スーパーバイザーとしての係総括業務
受験資格	以下の条件をすべて満たしていることが必要です。 ①学校教育法に基づく大学（短期大学を除く。）の心理学科を卒業した人又はこれに相当する人（※） ※ 大学において心理学科に類する学科・専攻・コース等を卒業した人又は大学院において心理学を専攻する課程若しくはこれに類する課程を修了した人を指す。 ②民間企業等における心理に関連する業務従事歴が直近18年中12年以上あり、そのうち、児童相談所等での業務従事歴（児童相談所（一時保護所を含む。）等の福祉、医療、司法又は教育に関する機関や施設における心理判定、心理療法又はカウンセリングの

	業務) ※が 10 年以上ある人 ③児童心理司スーパーバイザー（係長級以上）としての業務従事歴が 3 年以上ある人 ④地方公務員法第 16 条のいずれにも該当しない人（最終ページの参考をご覧ください） ⑤現に杉並区の常勤職員でない人（任期付職員、臨時的任用職員、教育公務員を除く。）
--	--

児童福祉司 S V	
職務の級	係長級
任期	令和 8 年 7 月 1 日から令和 11 年 6 月 30 日まで（3 年間） ※ 業務の都合等により、採用日から 5 年を限度に延長する場合があります。
採用予定数	若干名
職務内容	<ul style="list-style-type: none"> ・（仮称）杉並区児童相談所開設に向けた児童福祉司業務の運営に対する助言 ・児童福祉司の人材育成に関すること ・児童福祉司に対する職務遂行に必要な技術の教育・指導・助言 ・児童福祉司スーパーバイザーとしての係総括業務
受験資格	以下の条件をすべて満たしていることが必要です。 ① 社会福祉士若しくは児童指導員の資格を有する者又は保育士となる資格を有し、都道府県知事の登録を受けている人 ② 児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 13 条第 3 項に規定する児童福祉司の任用資格を有する人 ③ 民間企業等における福祉に関連する業務従事歴が直近 18 年中 12 年以上あり、そのうち、児童相談所における児童福祉司としての業務従事歴※が 8 年以上ある人 ④ 児童相談所における指導教育担当児童福祉司（児童福祉司スーパーバイザー（係長級以上））としての業務従事歴が 3 年以上ある人 ⑤ 地方公務員法第 16 条のいずれにも該当しない人（最終ページの参考をご覧ください） ⑥ 現に杉並区の常勤職員でない人（教育公務員、臨時的任用職員及び任期付職員を除く。）

※ 業務従事歴について

当該職種に関係のある業務に従事した期間とし、1 年以上の期間について、複数のものを通算できる。また、週 20 時間以上従事することを要す。

3 選考方法

(1) 第一次選考

選考方法	書類選考
合格発表	令和 8 年 4 月下旬までに発表予定 ◆ 合否にかかわらず、第一次選考応募者全員に結果を通知します。

(2) 第二次選考

選考方法	面接
実施日	令和 8 年 5 月中旬から令和 8 年 5 月下旬の間で指定する日
場所	杉並区役所本庁舎

合格発表	令和8年5月中 ◆第一次選考・第二次選考の結果を総合的に判断し、合格者を決定します。 ◆合否にかかわらず、第二次選考受験者全員に結果通知を郵送します。
------	---

※ 第二次選考の詳細については、第一次選考合格者に個別に通知します。

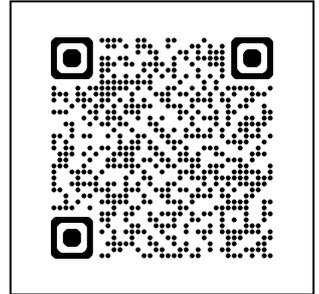
4 申込手続

申込方法	インターネット
申込期間（共通）	令和8年3月1日（日曜日）午前8時30分から 令和8年3月31日（火曜日）午後5時（受信有効）まで

申込には、官公庁・自治体に特化した採用支援サービス「PUBLIC CONNECT」の会員登録（無料）が必要です。

会員登録の上、申込期間中に下記 URL または二次元コードからお申し込みください。

<https://public-connect.jp/job/11226>



- ※ 申込時に**職務経歴書の提出が必要**です。指定様式をエントリーページからダウンロードし、添付してください。
- ※ 受験資格において必要な資格や免許等を有する場合は、写しを jpg もしくは jpeg 形式で添付してください（例：例：社会福祉士、児童指導員、保育士等）。
- ※ 個人情報については、個人情報の保護に関する法律及び杉並区個人情報の保護に関する条例に基づき、適切に管理しています。また、規定の保存年限経過後に廃棄します。

5 勤務条件

(1) 給与

給料は、杉並区職員の給与に関する条例及び杉並区の一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例に基づき決定します。

【例示】大卒・経験年数20年の場合 給料月額 約379,600円（年収 約790万円）

- ※ 実際の給料月額は、職務経験等に基づいて決定されます。
- ※ 給料月額及び年収は、令和7年4月1日現在のものです。
- ※ 年収には地域手当、期末・勤勉手当を含み、税及び社会保険料を控除する前の金額です。
- ※ 条例等の規定により、通勤手当、扶養手当、住居手当等が支給される場合があります。
- ※ 入庁直後の6月支給分の期末・勤勉手当は満額支給ではありません。
- ※ 採用時までには給与改定があった場合は、それによります。
- ※ 昇給は、原則として年1回行われます。

(2) 社会保険等

東京都職員共済組合等の制度に加入

(3) 勤務日・勤務時間

原則、月曜日～金曜日の午前8時30分から午後5時15分までで、週38時間45分勤務です。

(4) 休暇等

年間20日の年次有給休暇（採用年のみ年間15日）のほか慶弔休暇等があります。

(5) 服務

任期中は、地方公務員として、営利企業等の従事制限など地方公務員法の服務に関する規定が適用になります。したがって、現在就労している方については原則として退職していただきます。

(6) 勤務場所（予定。いずれも原則敷地内禁煙）

【児童相談所開設前】 杉並区役所分庁舎（杉並区成田東 4-36-13）

【同開設後】 杉並区立児童相談所（杉並区阿佐谷南 1-14-8）

6 その他

採用に当たっては、令和 8 年 12 月 25 日までに施行予定の学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（令和 6 年法律第 69 号。以下「こども性暴力防止法」という。）に基づき、特定性犯罪の前科の有無を確認するための犯罪事実確認が必要となります。

特定性犯罪の前科がある場合（特定性犯罪事実該当者の場合）は、こども性暴力防止法に基づき、本業務に従事させないこと等の措置を講じる必要があるため、採用条件の一つとして、特定性犯罪の前科がないことを求めることとしています。

このため、応募フォームにより、特定性犯罪の前科の有無を確認いたしますので、ご了承の上、ご応募ください。

なお、特定性犯罪前科がない旨の申告があったものの、実際には特定性犯罪前科があった場合、内定取消事由に該当するものと考えられますので、あわせてご了承ください。

参考

【地方公務員法第 16 条（欠格条項）】

次の各号のいずれかに該当する者は、条例で定める場合を除くほか、職員となり、又は競争試験若しくは選考を受けることができない。

- 一 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- 二 当該地方公共団体において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から二年を経過しない者
- 三 人事委員会又は公平委員会の委員の職にあつて、第 60 条から第 63 条までに規定する罪を犯し、刑に処せられた者
- 四 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

※ 平成 11 年改正前の民法の規定による準禁治産の宣告を受けている者（心神耗弱を原因とするもの以外）は受験できません。

【申込み・問い合わせ先】

杉並区総務部人事課人事係（〒166-8570 東京都杉並区阿佐谷南 1-15-1）

TEL 03-3312-2111（代表） 内線 1512・1515

杉並区公式ホームページ <https://www.city.suginami.tokyo.jp/>